＼みんなにエール！／
豊橋信用金庫

令和８年１１月１０日

お客さま各位

豊橋信用金庫

インターネットバンキングにおける暗号資産交換業者および資金移動業者への振込について

平素より当金庫インターネットバンキングをご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、投資詐欺や架空請求詐欺等により、多額の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ不正送金される事案が増加しております。

当金庫では、こうした金融犯罪を取り巻く情勢や金融庁・警察庁からの要請を踏まえ、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から、暗号資産交換業者および資金移動業者への振込につきまして、振込依頼人名を変更してお振込みされる場合には、お取引を制限させていただくことがございます。

ご不便をおかけしますが、お客様の大切な資産を守るための取組みとなりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※振込依頼人名の前後に数字等を付与する場合は制限の対象外です。

【本件に関するお問い合わせ】
本件に関するお問い合わせはお取引店へお願いいたします。